

自立支援型地域ケア会議 専門職研修会（主に助言者対象）

地域ケア会議を活用し、「高齢者の QOL の向上」の実現を目指すためには、多職種からの専門的なアセスメント・助言は欠かすことができません。

ただ、専門職である助言者が専門的な知識を漫然と述べただけでは、事例提供者であるケアマネジャーや介護サービス事業者に助言者の意図は伝わらず、参加者が自立につながるケアマネジメントの視点やプログラムの提供に関する気づきを得ることができません。

当研修会では、地域ケア会議の目的から、地域ケア会議で有効な助言を行うための助言者の役割や心構え、助言のポイント等を学ぶことができます。

あなたの助言で元気な高齢者が一人でも増えるように、助言者になられる方、ご興味のある方はぜひ御参加ください!!

1 日時 令和6年11月25日（月）18:00～20:00

2 方法 オンライン研修（Zoom）

3 内容 （1）講義

（2）各専門職からの実践報告（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
栄養士、歯科衛生士）

（3）意見交換



4 対象者 専門職、各種職能団体、その他地域ケア会議に関わる者

5 講師・報告者 県アドバイザー 5名、報告者 5名

6 申込方法 11月15日(金)までに下記 URL または QR コードよりお申込みください。

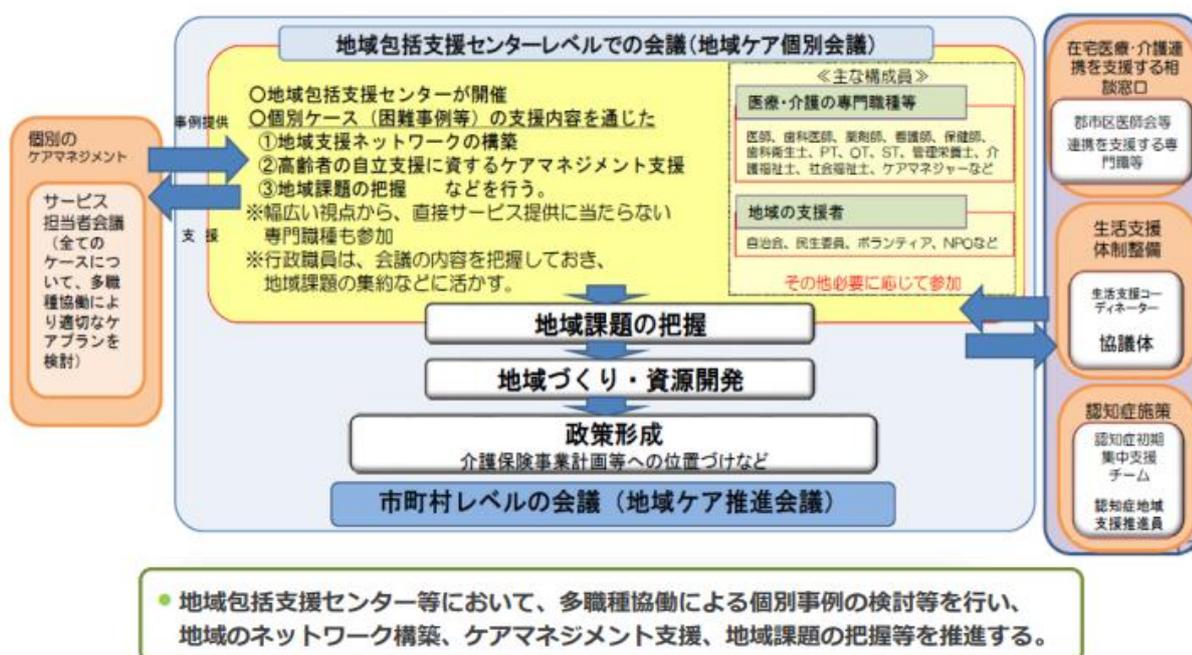
URL : <https://forms.office.com/r/qn8R6bNiSU> QR コード



【担当】

福井県 健康福祉部 長寿福祉課 地域包括ケアグループ 中村・谷口

【 地域ケア会議は、地域包括ケアシステム構築のためのツール 】



(参考) 平成27年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。(法第115条の48)
○市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
○地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
○地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定 など



※[地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業 報告書より抜粋](#)

【 参考資料 】

- ※「政策形成につなげる地域ケア会議の効果的な活用の手引き」(動画もあり)
<https://nenrin.or.jp/chiikicarekaigi/index.html>
- ※「介護予防サイト(都道府県マニュアル・市町村マニュアル・通所C動画等)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index.html
- ※「地域づくり支援ハンドブック」
https://trape.jp/wp-content/themes/_local/documents/R4_shien_handbook_vol_01.pdf